## ガス小売供給約款 新旧対照表

ĺΗ 23. 単位料金の調整 23. 単位料金の調整 別表第1-1供給区域 別表第1-1供給区域 (1) 当社は、毎月、(2) ②により算定した平均原料価格が(2) ①に定める基準平均原料価格を上回 (1) 当社は、毎月、(2) ②により算定した平均原料価格が(2) ①に定める基準平均原料価格を上回 変 更 り又は下回る場合は、次の算定式により別表第6-1の各料金表の基準単位料金に対応する調整単位 り又は下回る場合は、次の算定式により別表第6の3 (1-1)の各料金表の基準単位料金に対応す 料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算 る調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早 定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表第6-1の2(2)のとおりといたします。 収料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表第6の1の(3)のとおりといた イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき します。 調整単位料金(1立方メートル当たり) イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき = 基準単位料金+0.077円×原料価格変動額/100円×(1+消費税率) 調整単位料金(1立方メートル当たり) = 基準単位料金+0.077円×原料価格変動額/100円×(1+消費税率) ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき 調整単位料金(1立方メートル当たり) = 基準単位料金-0.077円×原料価格変動額/100円×(1+消費税率) 調整単位料金(1立方メートル当たり) (備 考) = 基準単位料金-0. 077円×原料価格変動額/100円×(1+消費税率) 上記の算定式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨てます。 (備 考) (2) (1) の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。 上記の算定式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨てます。 ① 基準平均原料価格 (トン当たり) (2) (1) の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。 39,090円 ① 基準平均原料価格(トン当たり) ② 平均原料価格(トン当たり) 39.090円 変更 ② 平均原料価格 (トン当たり) 別表第6の1の(2)に定められた各3か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したト ン当たりLNG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し、10円単位といたします。) 別表第6の1の(3)に定められた各3か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したト ン当たりLNG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し、10円単位といたします。) 及びトン当たりLPG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し、10円単位といたしま す。)をもとに次の算定式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたしま 及びトン当たりLPG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し、10円単位といたしま す。 す)をもとに次の算定式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。 (算定式) (算定式) 平均原料価格 平均原料価格 = トン当たりLNG平均価格×1.0299 = トン当たりLNG平均価格×1.0299 (備 考) (備 考) トン当たりLNG平均価格は、当社の営業所及び支店に掲示いたします。 トン当たりLNG平均価格は、当社の営業所及び支店に掲示いたします。 ③ 原料価格変動額 ③ 原料価格変動額

次の算定式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

(算定式)

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき 原料価格変動額=平均原料価格-基準平均原料価格

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき 原料価格変動額=基準平均原料価格ー平均原料価格

#### 別表第1-3供給区域

(1) 当社は、毎月、(2) ②により算定した平均原料価格が(2) ①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算定式により別表第6-3の各料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表第6-3の2(2)のとおりといたします。

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金(1立方メートル当たり)

- =基準単位料金+0.088円×原料価格変動額/100円×(1+消費税率)
- ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金(1立方メートル当たり)

= 基準単位料金-0.088円×原料価格変動額/100円×(1+消費税率)

(備 考)

上記の算定式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨てます。

- (2) (1) の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。
  - ① 基準平均原料価格 (トン当たり)

9,640円

② 平均原料価格 (トン当たり)

別表第6の3の(2)に定められた各3か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりLNG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し、10円単位といたします。)及びトン当たりLPG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し、10円単位といたします。)をもとに次の算定式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

(算定式)

平均原料価格

次の算定式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

(算定式)

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき 原料価格変動額=平均原料価格-基準平均原料価格

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき 原料価格変動額=基準平均原料価格ー平均原料価格

## 別表第1-2供給区域・別表第1-3供給区域

変更

(1) 当社は、毎月、(2) ②により算定した平均原料価格が(2) ①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算定式により別表第6の3(1-2) (別表第1-2供給区域) 又は別表第6の3(1-3)(別表第1-3供給区域) の各料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表第6の1(3)のとおりといたします。

調整額(1立方メートル当たり)

= (平均原料価格-基準平均原料価格) ÷ 1, 0 0 0 円×調整単価 (計算結果の小数点第 3 位以下の端数を四捨五入いたします)

調整単位料金(1立方メートル当たり)

=基準単位料金+調整額×(1+消費税率)

(計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨てます。)

- (2) (1) の基準平均原料価格、平均原料価格および調整単価は、以下のとおりといたします。
  - ① 基準平均原料価格(トン当たり)

88,550円

② 平均原料価格 (トン当たり)

別表第6の1(3)に定められた各3か月間における貿易統計の数量および価格から算定したトン当たりLNG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し、10円単位といたします。)

③ 調整単価(天然ガス1トンにつき1,000円単位の単価)

0.719円

= トン当たりLNG平均価格×0.103

(備 考)

トン当たりLNG平均価格は、当社の営業所及び支店に掲示いたします。

③ 原料価格変動額

次の算定式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

(算定式)

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

原料価格変動額=平均原料価格-基準平均原料価格

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき 原料価格変動額=基準平均原料価格ー平均原料価格

## 25. 保証金

- (1) (2) (3) (略)
- (4) 当社は、預かり期間経過後、又は10の規定により契約が消滅したときは、保証金とその利息との合計額((3)に規定する未収の料金がある場合にあっては、その額を控除した残額をいいます。)を速やかにお返しいたします。利息は、保証金に対し年0.02パーセントの利率で、その預かり期間に応じて複利により計算いたします。

#### VI 供給

- 34. 供給ガスの熱量、圧力及び燃焼性(略)
- ②供給ガス (別表第1-2供給区域に適用)

供給ガスは、燃焼性によって類別されていますが、当社の類別は13Aですので、消費機器は、

13Aとされている消費機器が適合いたします。

熱量標準熱量 ……………… 41.8605メガジュール

最低熱量 …………… 40.6メガジュール

圧 力 最高圧力 ……………… 2. 5キロパスカル

最低圧力 …………… 1. 0キロパスカル

燃焼性 最高燃焼速度 ……… 47

最低燃焼速度 ………… 35

最高ウォッベ指数 ……… 57.8

最低ウォッベ指数 ……… 52.7

## 25. 保証金

(1) (2) (3) (略)

変更

(4) 当社は、預かり期間経過後、又は10の規定により契約が消滅したときは、保証金((3)に規定する未収の料金がある場合にあっては、その額を控除した残額をいいます。)を速やかにお返しいたします。保証金には利息を付しません。

#### VI 供給

34. 供給ガスの熱量、圧力及び燃焼性(略)

変 更

②供給ガス(別表第1-2供給区域に適用)

供給ガスは、燃焼性によって類別されていますが、当社の類別は13Aですので、消費機器は、

13Aとされている消費機器が適合いたします。

熱 量 標準熱量 ……………… 42. 3メガジュール

最低熱量 …………… 41.80メガジュール

圧 力 最高圧力 ……………… 2.5キロパスカル

最低圧力 …………… 1. 0キロパスカル

燃焼性 最高燃焼速度 ……… 47

最低燃燒速度 …… 35

最高ウォッベ指数 ……… 57.8

最低ウォッベ指数 …… 52.7

ガスグループ ..... 13A

燃焼性の類別(旧呼称) …… 13A

## ③供給ガス (別表第1-3供給区域に適用)

熱 量 標準熱量 ……………… 42. 0メガジュール

最低熱量 …………… 41. 7メガジュール

圧 力 最高圧力 ……………… 2.5キロパスカル

最低圧力 …………… 1. 0キロパスカル

燃焼性 最高燃焼速度 ……… 47

最低燃焼速度 ………… 35

最高ウォッベ指数 …… 57.8

最低ウォッベ指数 ……… 52.7

ガスグループ ………… 13A

燃焼性の類別(旧呼称) ····· 13A

## 付 則

## 1. この小売り供給約款の実施期日

この小売り供給約款は、2023年3月10日から実施します。

## 2. この小売り供給約款の掲示

当社は、この小売り約款を、営業所等のほか、当社ホームページにおいて掲示いたします。この小売り約款を変更する場合も同様とし、変更実施日の10日前までに、この小売り約款を変更する旨、変更後のガス小売供給約款の内容及びその効力発生時期を周知します。

ガスグループ ············ 1 3 A 燃焼性の類別 (旧呼称) ····· 1 3 A

#### ③供給ガス(別表第1-3供給区域に適用)

熱 量 標準熱量 ……………… 42. 3メガジュール

最低熱量 …………… 41.80メガジュール

圧 力 最高圧力 ……………… 2. 5キロパスカル

最低圧力 ……………… 1. 0キロパスカル

燃焼性 最高燃焼速度 ……… 47

最低燃燒速度 ...... 3 5

最高ウォッベ指数 …… 57.8

最低ウォッベ指数 …… 52.7

ガスグループ ………… 13A

燃焼性の類別(旧呼称) …… 13A

## 付 則

#### 変更

1. この小売供給約款の実施期日

この小売約款は、2023年10月23日から実施します。

## 2. この小売約款の実施に伴う切替措置

当社は、別表第1-2供給区域又は別表第1-3供給区域において、料金算定期間の末日が2023年10月23日から2023年10月31日に属する料金算定期間の早収料金は、この小売約款の変更前の小売約款に基づき算定します。

#### 3. この小売約款の実施に伴う移行措置

この小売約款の実施に伴う移行措置として、23.単位料金の調整 別表第1-2供給区域(1) および別表第1-3供給区域(1)にて算定した調整単位料金から、以下の単価を差し引きます。

2023年11月適用 1立法メートルにつき 33.00円(消費税相当額を含みます)

2023年12月適用 1立法メートルにつき 26.40円(消費税相当額を含みます)

2024年 1月適用 1立法メートルにつき 19.80円(消費税相当額を含みます)

2024年 2月適用 1立法メートルにつき 13.20円(消費税相当額を含みます)

2024年 3月適用 1立法メートルにつき 6.60円 (消費税相当額を含みます)

#### 別表第6 適用する料金表

(別表6-1) 適用する料金表(別表第1-1供給区域に適用)

1. 適用区分

料金表 A 使用量が 0 立方メートルから 2 4 立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表 B 使用量が 2 4 立方メートルを超え、 3 3 8 立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表C 使用量が338立方メートルを超える場合に適用いたします。

- 2. 料金及び消費税等相当額の算定方法
- (1) 早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。従量料金は、基準単位料金又は23の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (2)調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。
  - ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日(うるう年は2月29日)に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあ

#### 4. この小売約款の掲示

この小売約款を、営業所等のほか、当社ホームページにおいて掲示いたします。この小売約款を変更する場合も同様とし、変更実施日の10日前までに、この小売約款を変更する旨、変更後のガス小売約款の内容およびその効力発生時期を周知します。

## 変 更

#### 別表第6 適用する料金表

- 1. 料金及び消費税等相当額の算定方法
- (1) 早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。
- (2) 従量料金は、基準単位料金又は23の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位 料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (3)調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。
  - ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日(うるう年は2月29日)に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ② 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあ

たっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたしま す。

- ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定 にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いた します。
- ① 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定 にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いた します。
- ② 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定 にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いた します。
- (3)早収料金及び遅収料金に含まれる消費税等相当額は、それぞれ次の算定式により算定いたします(小数点以下の端数切捨て)。
  - ① 早収料金に含まれる消費税等相当額=早収料金×消費税率÷ (1+消費税率)
  - ② 遅収料金に含まれる消費税等相当額=遅収料金×消費税率÷ (1+消費税率)
- 3. 料金表A (消費税等相当額を含みます。)
- (1) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	1, 045.00円
<b>基単位料金</b>	

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	106.04円
------------	---------

- (3)調整単位料金
  - (2) の各基準単位料金をもとに23の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金とい

たっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

- ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定 にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用い たします。
- ① 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定 にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用い たします。
- ② 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定 にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用い たします。
- (4)料金に含まれる消費税等相当額は、次の算定式により算定いたします。 (小数点以下の端数切捨 で)

料金に含まれる消費税等相当額=料金×消費税率÷(1+消費税率)

#### 2. 適用区分

(1-1) 別表第1-1供給区域

料金表 A 使用量が 0 立方メートルから 2 4 立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B 使用量が24立方メートルを超え、338立方メートルまでの場合に適用いたします。 料金表C 使用量が338立方メートルを超える場合に適用いたします。

(1-2) 別表第1-2供給区域

料金表 A 使用量が 0 立方メートルから 2 4 立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B 使用量が24立方メートルを超え、247立方メートルまでの場合に適用いたします。 料金表C 使用量が247立方メートルを超える場合に適用いたします。

(1-3) 別表第1-3供給区域

料金表 A 使用量が 0 立方メートルから 1 9 立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表 B 使用量が 19 立方メートルを超え、197 立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表 C 使用量が 197立方メートルを超える場合に適用いたします。

たします。

- 4. 料金表B(消費税等相当額を含みます。)
- (1)基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	1,364.00円
------------------	-----------

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	92.84円

- (3)調整単位料金
  - (2) の各基準単位料金をもとに23の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。
- 5. 料金表C(消費税等相当額を含みます。)
- (1) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	4,690.40円
A 1-11 11 14 2	

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	83.00円
------------	--------

- (3)調整単位料金
  - (2)の各基準単位料金をもとに23の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

## (別表6-2) 適用する料金表(別表第1-2供給区域に適用)

1. 適用区分

料金表 A 使用量が 0 立方メートルから 2 5 立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B 使用量が25立方メートルを超え、250立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表 C 使用量が 2 5 0 立方メートルを超える場合に適用いたします。

- 2. 料金及び消費税等相当額の算定方法
- (1) 早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。従量料金は、基準単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (2)早収料金及び遅収料金に含まれる消費税等相当額は、それぞれ次の算定式により算定いたします(小数点以下の端数切捨て)。
  - ① 早収料金に含まれる消費税等相当額=早収料金×消費税率÷ (1+消費税率)
  - ② 遅収料金に含まれる消費税等相当額=遅収料金×消費税率÷ (1+消費税率)

3. 料金表

(1-1) 別表第1-1供給区域

- 1. 料金表A (消費税等相当額を含みます。)
- (1) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	1, 045.00円
------------------	------------

(2) 基準単位料金

- (3) 調整単位料金
  - (2) の各基準単位料金をもとに23の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。
- 2. 料金表B (消費税等相当額を含みます。)
- (1) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	1,364.00円
準単位料金	·

(2) 基準単位料金

1 立方メートルにつき 92.84円
--------------------

- (3)調整単位料金
  - (2) の各基準単位料金をもとに23の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。
- 3. 料金表C (消費税等相当額を含みます。)
- (1) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	4,690.40円

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	83.00円

- (3)調整単位料金
  - (2)の各基準単位料金をもとに23の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。
- (1-2) 別表第1-2供給区域

- 3. 料金表A(消費税等相当額を含みます。)
- (1) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	335.50円
------------------	---------

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	109.46円
------------	---------

- 4. 料金表 B (消費税等相当額を含みます。)
- (1) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	484.00円
는 27 CFAN V	

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	103.52円

- 5. 料金表C(消費税等相当額を含みます。)
- (1) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	1,919.50円
------------------	-----------

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき 97.77円
-------------------

## (別表6-3) 適用する料金表(別表第1-3供給区域に適用)

1. 適用区分

料金表 A 使用量が 0 立方メートルから 1 9 立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表 B 使用量が 19 立方メートルを超え、199 立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表C 使用量が199立方メートルを超える場合に適用いたします。

- 2. 料金及び消費税等相当額の算定方法
- (1) 早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。従量料金は、基準単位料金又は23の規定 により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (2) 調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。
  - ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

- 1. 料金表A (消費税等相当額を含みます。)
- (1) 基本料金

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	141.14円
------------	---------

- (3)調整単位料金
  - (2) の各基準単位料金をもとに23の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。
- 2. 料金表B (消費税等相当額を含みます。)
- (1) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	484.00円
------------------	---------

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	135.13円
------------	---------

- (3)調整単位料金
  - (2) の各基準単位料金をもとに23の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。
- 3. 料金表C (消費税等相当額を含みます。)
- (1) 基本料金

5 0円

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	129.33円
------------	---------

- (3) 調整単位料金
  - (2) の各基準単位料金をもとに23の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。
- (1-3) 別表第1-3供給区域
- 1. 料金表A (消費税等相当額を含みます。)
- (1) 基本料金

- ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日(うるう年は2月29日)に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定 にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いた します。
- ① 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定 にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いた します。
- ② 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

1か月及びガスメーター1個につき	774.40円
------------------	---------

#### (2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	196.42円

## (3)調整単位料金

- (2) の各基準単位料金をもとに23の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。
- 2. 料金表B (消費税等相当額を含みます。)

#### (1) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	1,210.00円
準単位料金	

# (2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	174.41円
------------	---------

#### (3)調整単位料金

- (2) の各基準単位料金をもとに23の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。
- 3. 料金表C (消費税等相当額を含みます。)

#### (1) 基本料金

<b>ドガスメーター1個につき</b>	2,728.00円
---------------------	-----------

## (2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	166.74円
------------	---------

#### (3) 調整単位料金

(2) の各基準単位料金をもとに23の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

- (3) 早収料金及び遅収料金に含まれる消費税等相当額は、それぞれ次の算定式により算定いたします(小数点以下の端数切捨て)。
  - ① 早収料金に含まれる消費税等相当額=早収料金×消費税率÷ (1+消費税率)
  - ② 遅収料金に含まれる消費税等相当額=遅収料金×消費税率÷ (1+消費税率)
- 3. 料金表 A (消費税等相当額を含みます。)
- (1) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	774.40円

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	181.62円
------------	---------

- (3)調整単位料金
  - (2) の各基準単位料金をもとに23の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。
- 4. 料金表B (消費税等相当額を含みます。)
- (1) 基本料金

1 か,	月及びガスメーター1個につき	1,210.00円	

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	159.76円

- (3)調整単位料金
  - (2) の各基準単位料金をもとに23の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。
- 5. 料金表C(消費税等相当額を含みます。)
- (1) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	2,728.00円
------------------	-----------

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	152.15円
------------	---------

- (3)調整単位料金
  - (2)の各基準単位料金をもとに23の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

## 別表第7 早収料金の日割計算(1)

## (別表7-1)

早収料金は、次の日割計算後基本料金と従量料金の合計といたします。なお、別表第6-1及び別表第6-3の料金表A、料金表B又は料金表Cの適用区分は、料金算定期間の使用量に30を乗じ、次の日割計算日数で除した1か月換算使用量によります。

(1) 日割計算後基本料金

基本料金×日割計算日数/30

(備 考)

- ① 基本料金は、別表第6-1及び別表第6-3の料金表における基本料金
- ② 日割計算日数は、料金算定期間の日数
- ③ 計算結果の小数点第3位以下の端数切捨て
- (2) 従量料金

別表第6-1及び別表第6-3の料金表における基準単位料金又は23の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。

なお、調整単位料金の適用基準は、別表第 6-1 及び別表第 6-3 における適用基準と同様といたします。

#### (別表7-2)

早収料金は、次の日割計算後基本料金と従量料金の合計といたします。なお、別表第6-2の料金表A、料金表B又は料金表Cの適用区分は、料金算定期間の使用量に30を乗じ、次の日割計算日数で除した1か月換算使用量によります。

(1) 日割計算後基本料金

基本料金×日割計算日数/30

(備 考)

- ① 基本料金は、別表第6-2の料金表における基本料金
- ② 日割計算日数は、料金算定期間の日数
- ③ 計算結果の小数点第3位以下の端数切捨て
- (2) 従量料金

別表第6-2の料金表における基準単位料金に使用量を乗じて算定いたします。

## 変 更 別表第7 早収料金の日割計算(1)

早収料金は、次の日割計算後基本料金と従量料金の合計といたします。なお、別表第6の2の各適用 区分及び別表第6の3の各料金表の適用区分は、料金算定期間の使用量に30を乗じ、次の日割計算日 数で除した1か月換算使用量によります。

(1) 日割計算後基本料金

基本料金×日割計算日数/30

(備 考)

- ① 基本料金は、別表第6の3の各料金表における基本料金
- ② 日割計算日数は、料金算定期間の日数
- ③ 計算結果の小数点第3位以下の端数切捨て

## (2) 従量料金

別表第6の3の料金表における基準単位料金又は23の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。

なお、調整単位料金の適用基準は、<mark>別表第6の1</mark>における適用基準と同様といたします。

## 別表第8 早収料金の日割計算(2)

## (別表8-1)

早収料金は、次の日割計算後基本料金と従量料金の合計といたします。なお、別表第6-1及び別表第6-3の料金表A、料金表B又は料金表Cの適用区分は、料金算定期間の使用量に30を乗じ、30から供給中止期間の日数を差し引いた日数で除した1か月換算使用量によります。

(1) 日割計算後基本料金

基本料金×(30-供給中止期間の日数)/30

(備 考)

- ① 基本料金は、別表第61及び別表第6-3の料金表における基本料金
- ② 供給中止期間の日数は、供給中止の日の翌日から供給再開の日までの日数とし、31日以上の場合は30
- ③ 計算結果の小数点第3位以下の端数切捨て

#### (2) 従量料金

別表第6-1及び別表第6-3の料金表における基準単位料金又は23の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。

なお、調整単位料金の適用基準は、別表第 6-1 及び別表第 6-3 における適用基準と同様といたします。

#### (別表8-2)

早収料金は、次の日割計算後基本料金と従量料金の合計といたします。なお、別表第6-2の料金表A、料金表B又は料金表Cの適用区分は、料金算定期間の使用量に30を乗じ、30から供給中止期間の日数を差し引いた日数で除した1か月換算使用量によります。

(1) 日割計算後基本料金

基本料金×(30-供給中止期間の日数)/30

(備 考)

- ① 基本料金は、別表第6-2の料金表における基本料金
- ② 供給中止期間の日数は、供給中止の日の翌日から供給再開の日までの日数とし、31日以上の場合は30
- ③ 計算結果の小数点第3位以下の端数切捨て

## (2) 従量料金

別表第6-2の料金表における基準単位料金に使用量を乗じて算定いたします。

#### 変更

## 別表第8 早収料金の日割計算(2)

早収料金は、次の日割計算後基本料金と従量料金の合計といたします。なお、別表第6の2の各適用 区分及び別表第6の3の各料金表の適用区分は、料金算定期間の使用量に30を乗じ、30から供給中 止期間の日数を差し引いた日数で除した1か月換算使用量によります。

(1) 日割計算後基本料金

基本料金×(30-供給中止期間の日数)/30

(備 考)

- ① 基本料金は、別表第6の3の各料金表における基本料金
- ② 供給中止期間の日数は、供給中止の日の翌日から供給再開の日までの日数とし、31日以上の場合は30
- ③ 計算結果の小数点第3位以下の端数切捨て

#### (2) 従量料金

別表第6の3の各料金表における基準単位料金又は23の規定により調整単位料金を算定した 場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。

なお、調整単位料金の適用基準は、別表第6の1における適用基準と同様といたします。